

エボラ出血熱対策の充実・強化に関する意見書

エボラ出血熱は、エボラウイルスによる感染症であり、エボラ出血熱に対するワクチンや特異的な治療法は確立されておらず、高い致命率を示している。現在、西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行が過去最大の規模に発展し、またアメリカ合衆国やスペインなどでもエボラ出血熱患者が確認されており、我が国への侵入、発生が危惧されている。

国は、エボラ出血熱の国内侵入を防止するため、検疫所における対策の強化を行うほか、エボラ出血熱疑い患者が発生した場合における感染拡大を防止するため、保健所を設置する地方公共団体向けに、標準的な対応フローを周知するなどの施策を講じているところである。

こうした中、我が国においてエボラ出血熱疑い患者が発生した場合、早期に感染の有無を確認し、感染拡大を防止するためには、地方公共団体における体制の充実・強化が必要不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、地方公共団体が行うエボラ出血熱対策の充実・強化に必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）